

平成24年第2回那須塩原市議会定例会

議事日程（第6号）

平成24年3月9日（金曜日）午前10時開議

日程第1 市政一般質問

25番 東泉富士夫議員

1. 感知式信号機の設置及び速度制限標識の設置について
2. 地震対策と防災意識について

7番 磯飛 清議員

1. 那須塩原クリーンセンターの焼却灰について
2. 再生可能エネルギー対策について

日程第2 市政運営方針の質疑

日程第3 議案第20号～議案第25号の質疑

日程第4 議案第26号～議案第37号の質疑

日程第5 議案第38号～議案第41号の質疑

日程第6 議案第42号、議案第43号、議案第45号の質疑

出席議員（30名）

1番	櫻田貴久君	2番	鈴木伸彦君
3番	松田寛人君	4番	大野恭男君
5番	平山武君	6番	伊藤豊美君
7番	磯飛清君	8番	岡本真芳君
9番	鈴木紀君	10番	高久好一君
11番	眞壁俊郎君	12番	岡部瑞穂君
13番	齋藤寿一君	14番	中村芳隆君
15番	人見菊一君	16番	早乙女順子君
17番	植木弘行君	18番	金子哲也君
19番	関谷暢之君	20番	平山啓子君
21番	木下幸英君	22番	君島一郎君
23番	室井俊吾君	24番	山本はるひ君
25番	東泉富士夫君	26番	相馬義一君
27番	吉成伸一君	28番	玉野宏君
29番	菊地弘明君	30番	若松東征君

欠席議員（なし）

説明のために出席した者の職氏名

市長	阿久津憲二君	副市長	松下昇君
副市長	増田徹君	教育長	井上敏和君
企画部長	室井忠雄君	企画情報課長	古内貢君
政策統括監	渡邊泰之君	総務部長	三森忠一君
総務課長	熊田一雄君	財政課長	伴内照和君
生活環境部長	松本睦男君	環境管理課長	齋藤正夫君
保健福祉部長	長山治美君	福祉事務所長	玉木宇志君
社会福祉課長	阿久津誠君	産業観光部長	生井龍夫君
農務畜産課長	斉藤一太君	建設部長	君島淳君
都市計画課長	若目田好一君	上下水道部長	岡崎修君
水道管理課長	薄井正行君	教育部長	平山照夫君
教育総務課長	山崎稔君	会計管理者	後藤のぶ子君

選管・監査・
固定資産評価
・公平委員会
事務局 長
西那須野
支所 長

荒川 正 君
斎藤 兼次 君

農業委員会
事務局 長

成瀬 充 君
塩原支所 長
白井 淨 君

本会議に出席した事務局職員

議事 課 長 齊藤 誠
課長補佐兼
議事調査係長 稲見 一美
議事調査係 人見 栄作

議事 課 長 渡邊 秀樹
議事調査係 小平 裕二
議事調査係 小磯 孝洋

開議 午前10時00分

開議の宣告

議長（君島一郎君） おはようございます。
ただいまの出席議員は30名であります。

議事日程の報告

議長（君島一郎君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

市政一般質問

議長（君島一郎君） 日程第1、市政一般質問を行います。

発言通告者に対し、順次発言を許します。

東 泉 富 士 夫 君

議長（君島一郎君） 初めに、25番、東泉富士夫君。

25番（東泉富士夫君） 皆さん、おはようございます。

一般質問最終日でございますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。議席番号25番、公明クラブ、東泉富士夫でございます。

市政一般質問を行います。

1、感知式信号機の設置及び速度制限標識の設置について。

県道主要地方道西那須野那須線が開通し、井口工業団地に企業が誘致され、年々交通量が多くなっている。特に、朝夕の交通量は大変多く、スピ

ードは想像を超える車が多く見受けられる。そのため、時々スピード違反の取り締まりを行っている。

なお、泉鋼管の斜め向かいに当たる工業団地の車の出入りが、地域住民を初め、企業関係者も大変な思いをしているため、感知式信号機の設置及び県道沿いに速度制限標識の要望を聞いております。

感知式信号機の設置について、どのように考えているか、お伺いいたします。

速度制限標識について、どのように考えているか、お伺いいたします。

以上、第1回目の質問とさせていただきます。

議長（君島一郎君） 25番、東泉富士夫君の質問に対し、答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） それでは、感知式信号機の設置でありますけれども、これにつきましては、県道西那須野那須線と市道598号線の交差点というふうに承知しておりますけれども、
、
につきまして、関連がございますので、一括してお答えをいたします。

信号機の設置や交通規制につきましては、警察署において、交通事故の発生状況や交差点、道路条件などを総合的に判断して、栃木県警察本部に上申し、栃木県公安委員会において決定されております。

ご質問の交差点の信号機の設置につきましては、地域からの要望により、平成15年から毎年、警察署へ要望書を提出しておりますが、今後におきましても、交通事故防止のため要望してまいりたいと考えております。

また、速度制限につきましては、警察署へ確認したところ、主要地方道西那須野那須線は、片側2車線、中央分離帯、両側歩道付きの道路形態の

ため、速度規制はしていないということでありませんが、自治会などから速度制限の要望があれば、これもまた警察署へ要望してまいりたいと、こう考えております。

なお、既に、この道路沿いに注意喚起を促す看板、「スピード落とせ」という表記になりますが、それらについて、設置についての申請を行っているところでもあります。

以上です。

議長（君島一郎君） 25番、東泉富士夫君。

25番（東泉富士夫君） ご答弁ありがとうございます。

ただいま、感知式信号機の設置、また速度制限標識の設置については、地域住民の要望が既に出ているということで、これは地域住民の大変強い要望であると思いますので、ぜひとも一日も早く実現できるように、なお一層の行政からのお願いをよろしくお願いしたいと、このように思います。

1項目については終わります。

次に、2、地震対策と防災意識について。

東日本大震災では、県内においても、広範囲に及ぶ建物、土砂災害を初め、犠牲者を出すほどの甚大な被害をもたらした。今回の震災、地震災害について、想定外の地震であったという言葉が多く使われていたのが印象的です。

しかし、今後、東日本大震災クラスの地震が起きる可能性は極めて高いということがマスコミなどからも報道されております。県内では、土砂災害が想定される23市町村のうち21市町がハザードマップを作成しているとされるが、警戒区域図や情報伝達方法、避難場所といった共通項目を除くと、市町村間で住民に提供する情報量に格差があると言われている。本市の地震対策と防災意識について伺います。

警戒区域図や情報伝達方法、避難場所といっ

た基本的なものは、どのようになっているか、お伺いいたします。

塩原温泉観光地の安全対策とともに、観光客への安全と安心についてのアピールも、観光地の活性化にとって重要と思いますが、どのように考えているか伺います。

市民の防災意識の向上が重要と思うが、どのように考えているか、お伺いいたします。

学校での防災教育については、どのようになっているか、お伺いいたします。

学校など公共施設にさまざまな被害を受けたが、今後の安全対策についてお伺いします。

学校を地域の防災拠点という考えが高まっているが、どのように考えているか、お伺いいたします。

以上、第1回目の質問とさせていただきます。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二君） 東泉議員の質問にお答えいたします。

警戒区域図や情報伝達方法、避難場所といった基本的なものは、どのようになっているかという質問でありました。

土砂災害警戒区域図については、土砂災害ハザードマップとして既に整備をしております。警戒区域は、黒磯地区で41カ所、塩原地区で77カ所の合計118カ所において指定を受けております。

警戒区域に対する情報伝達の方法については、土砂災害発生のおそれがある場合には、市の広報車を向かわせ、直接地域住民に対して呼びかけを行うほか、対象地区の自主防災組織の代表者などに、「みるメール」の登録促進を行っています。

また、避難場所においては、それぞれの警戒区域ごとに避難場所を指定しており、対象地区住民に配布している土砂災害ハザードマップに記入し

てあります。

次に、塩原温泉観光地の安全対策とともに、観光客への安全と安心についてのアピールも観光地の活性化として重要と思うが、どのように考えているのかというご質問でありました。

塩原温泉の安全と安心については、大田原土木事務所と連携し、日常的には、国道400号を初めとする道路のパトロール、さらに大雨警戒発令時には、土砂災害警戒区域のパトロールなどにより、地域の安全確認に努めていきたいと考えております。

市民の防災意識の向上が重要ということではありますが、同じ会派の代表である吉成伸一議員の質問にお答えはしておりますが、この防災意識でありますけれども、繰り返しの部分もございますが、東日本大震災によって明らかになったことは、大規模な災害が広範囲に起こった場合には、まず、市民一人一人が、みずからの命はみずからが守るといった防災の意識を持つことが重要であると考えております。市としては、地域の防災組織の結成を支援し、さらに自主防災組織から要請があれば、消防署とも連絡し、防災教育を行う体制を整えております。

防災訓練については、昨年11月に那珂川河畔公園において行いましたが、訓練の内容は、議員ご承知のとおりであります。平成24年度におきましても、訓練会場を西那須野地区に移して、地域の実情に合わせた訓練を行うと、こういう趣旨の答弁を行ってまいりました。

また、学校での防災教育については、どのようになっているのかというご質問ですが、本市の小中高における防災教育については、年2回程度実施しています、火災、地震、不審者に対する避難訓練が主なものとなっております。今回の震災を教訓に、全小中学校で、避難経路、停電時の対応

や児童生徒の保護者への引き渡し等について、各学校の状況や地域性に応じた見直しを行いました。

また、原子力発電事故等による学校における放射能対策については、東京電力福島第一原子力発電所事故以降の対応について検証し、その対策を検討しております。

また、学校など公共施設にさまざまな被害を受けたが、今後の安全対策について大丈夫かと、こういうご質問でありました。

学校の施設については、計画的に耐震化の工事を行っており、これにより安全対策を進めていきたいと考えております。しかし、建物本体の耐震化工事だけでは防ぎ切れない、例えば天井や壁の崩落などの現象が発生した施設もあり、対策を行うのはなかなか容易ではありません。そこで、施設の利用者に対して、利用中に地震が発生したら、どのように身を守るかなどの防災教育を実施する必要もあると考えております。

また、最後の質問でしたが、学校を地域の防災拠点にという考えが高まっているが、どのように考えているかというご質問でした。

学校は、地域において最も認知度の高い施設であり、建物や敷地などの広さから、災害時の避難所として活用するのに適した施設であると考えておりますが、防災拠点としての位置づけはしておりません。今後、各学校、体育館には、災害時優先電話の配備などにより、避難所としての機能強化に努めてまいります。

第1回の答弁といたします。

議長（君島一郎君） 25番、東泉富士夫君。

25番（東泉富士夫君） 大変ありがとうございます。

私は、今回の質問に当たりましては、特にこの2項目目でございますが、3.11東日本大震災が発生して、丸一年がたとうとしているわけござ

います。連日のように、当時の生々しい状況が、テレビ、新聞等で報道されております。今回の質問に当たりますは、政府、文科省からも、近いうちにかんりの高い確率で、震度7クラスの首都圏直下型地震が起こる可能性は極めて高いということから、今回質問をさせていただいております。

ただいまご答弁をいただいたことに対しては、理解をしているところでございます。また、先ほど、吉成議員のほうに答弁されたということもございしますが、若干角度を変えて、私からもまた質問をさせていただきたいと、このように思います。

まずは、の警戒区域図や情報伝達方法、避難場所といった基本的なものについてでございますが、その辺については理解をさせていただきました。しかし、大事なことは、警戒区域図や情報伝達方法、避難場所といったことが、市民にどこまで周知をされているかが大変重要であると思えます。この辺は、どのようになっているか、また、この周知は、大体市民の方に何%で、どのくらい周知されているものなのか、わかっている範囲で結構ですけれども、お伺いしたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（三森忠一君） 土砂災害警戒情報に関するご質問だと思います。

これにつきましては、全国的には、平成13年ごろですか、土石流などの災害で民家が壊されるというような状況がございまして、栃木県におきましても、こういった情報を伝達するというところで、平成20年3月に、こういった土砂災害警戒情報というものを出すようになりました。これを受けまして、市のほうでの対応になるわけですが、平成20年にこの運用がされまして、一度出されたことがございまして、その後におきましては、21、22年度と、こういった情報は出されませんでした。

23年になりまして、東日本大震災が発生したということで、地盤が緩んでいるということもありまして、大雨のときですね、23年度におきましては数回出されたという状況であります。

こういった中で、こういった情報が出されるのは、栃木県と宇都宮気象台が共同で発表する情報でございまして、これによりまして、市のほうに情報が伝達されます。伴いまして、市民に流すわけですが、それにつきましては、先ほど申し上げましたように、「みるメール」と、固定電話もありますので、固定電話を併用してお知らせをしているという状況でございます。さらに、市民の皆さんからは、やはり巡回していただいた結果を報告していただくということで、体制はとっております。

先ほど答弁の中で申し上げましたように、黒磯地区で41カ所、塩原地区で77カ所、118カ所あるわけでございますが、そういった地域の皆さんには、土砂災害ハザードマップということで、A3判のカラーの印刷物を、対象となります行政区すべての住民に対して周知をしておりますので、何%かということであれば、自治会を通じて、全家庭にこういったハザードマップは配布しているということでございます。

以上です。

議長（君島一郎君） 25番、東泉富士夫君。

25番（東泉富士夫君） ありがとうございます。

周知徹底はしっかりされているということで、安心をしているわけでございますが、意外と、広報等において流しておれば、これで市民はよくわかっているのかと、こう思いがちですが、意外と見ている人は見ているんですけれども、見ていない人は見ていないということで、この辺も今後、やはり中身の部分が非常に私は大事だと思います。

行政とすれば、それ以上の周知の徹底はなかなか

か難しいのかなと、このようには思いますが、やはり中身の部分で、いざ、こういう災害というのは、いつやってくるかわからないものでございます。そういったことに対しては、もう一步市民の方に、そういった意識の徹底というものに、さらなるご努力をお願いしておきたいと、このように思います。これは、非常に私は大変重要なことであると、このように思いますので、今後とも周知の徹底、こういったことに対しては、いろいろな形、いろいろな知恵を出し、工夫をして、お願いをしたいと、このように思います。

それでは、の塩原温泉観光地の安全対策とともに、観光客への安全とアピールについてでございますが、これについても、行政としてはしっかり対応しているという、今お話をいただきました。今回の東日本大地震による東京電力の原発事故によって、塩原温泉を初め、観光地に大変な風評被害をもたらしたわけでございます。いまだにその影響は続いているのが現状であります。この難局を乗り越えるために、さらなる防災対策と風評被害の払拭に力を入れていただきたいと、このように思っているわけでございます。

特に原発の風評被害については、大分、8割ないし9割くらい戻ってきたなという声は、私も聞いているところでございますが、今後も観光客への安全・安心のアピールは大変重要であると、このように思っております。さらなる観光客へのアピールのお考えがあれば、お聞かせいただきたいと思えます。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（生井龍夫君） 塩原温泉の観光地としての安心・安全の観光客へのアピールということで、ご質問いただきましたが、今回の一般質問で、ほかの議員さんからも同じような質問を受

けておりまして、今まで震災以降とってきた対策等につきましては、るる説明を申し上げてきたとおりでございます。今後も同じような形で、いろいろな機会をとらえまして、あらゆる手段を持ちまして、安全・安心のPRにつきましては、実施をしていきたいというふうに考えてございます。

さらに、震災そのものの、地震そのものの被害を受けている施設等もございます。特に塩原温泉は、溪谷地帯とか山合いの中に、いろいろな遊歩道ですとかつり橋ですとか、展望台等、いろいろな施設がございますので、それらの安全点検は速やかに、塩原支所とも連携をとりながら点検をして、必要な部分については修繕を加えたり、あるいは立ち入り禁止とか、そういう措置をとってございますので、それらについても細かな情報発信をする中で、安全の確保を図って、安心して観光に訪れていただけるような措置を今後もとっていききたいというふうに考えてございます。

以上です。

議長（君島一郎君） 25番、東泉富士夫君。

25番（東泉富士夫君） ありがとうございます。

いずれにしても、観光客にとって大事なことは、安全・安心である、安心できる観光地であるということが、何よりも大切なことであると思えます。今後とも、原発事故の風評被害について、これからも、塩原温泉は安全・安心であるということを、内外のあらゆる場でアピールを続けていただきたいことを要望しておきたいと思えます。

次に、の市民の防災意識の向上について、この点につきましても、これはの警戒区域図や情報伝達方法、避難場所といったことに関係してくるわけでございますが、現在、市においては、可能な限りの、できる範囲の体制はとっているというふうなご答弁であったかと思えますが、ここで私は、重要なことは、大小さまざまな形があろう

かと思いますが、先ほどの答弁によりますと、黒磯、また西那須、塩原等でも、それぞれ何らかの形で、そういったあれはされてきたかと思いますが、やはり大きい、そういう形ではやっていると思いますが、私は大小、避難訓練といった訓練を、やはりもっともっと、できるならば、これはすぐ一遍にできるものではないと思いますが、防災意識の向上については、いろいろな形で、また市民のほうからも、いろいろなイベントも聞きながら、やはり一朝有事の際には、最小限に災害を食い止めていくためには、訓練といったものを、まだまだ私はやるべきことがというか、これはなかなか大変なことであると思いますが、力を入れていただきたいと、このように思っております。

私は、3.11の大地震が起きたとき、私も4階の議場に、皆さん一緒にいたわけですが、非常に驚いたまま、どうすることもできなかったというか、机というかテーブルの下に頭を隠して、非常に私も、いろいろびっくりしたことはあるんですけども、このときが一番、今までの生涯の中でびっくりしたかなと、こんな思いをしたのが実感でございます。

このとき、当然、那須塩原市においても、今までもいろいろな、防災意識の高い職員の皆さんでございますから、同じ建物の中にいたわけですが、このとき、本庁を初め支所等において、初動態勢といったものはどのように機能したのか、簡単にお話をいただければと思います。よろしくお願いします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（三森忠一君） 3.11東日本大震災の発生時の初動態勢ということでございますが、地震が起きたのが2時46分ぐらいかと思っております。そういった中で、時間はちょっと定かでありませ

んけれども、3時ちょっと過ぎに、本庁が震度5強ということで、西那須野支所においては震度6弱という状況でありました。そういったことで、初動態勢の中では、震度5強という場合には災害警戒本部を立ち上げるということでございますので、3時数分かに……3時10分に警戒本部を立ち上げて、それぞれの部署がパトロール等の態勢に当たったということでございます。

そういった情報を持ち寄りまして、それ以降の対応については、警戒本部ではありましたけれども、市長、副市長を交えて、災害の対応を行ったということでございます。

以上です。

議長（君島一郎君） 25番、東泉富士夫君。

25番（東泉富士夫君） わかりました。

日ごろの防災意識のもとに、警戒本部を立ち上げて、冷静に対応できたと、このような答えであったと思います。

いずれにしましても、今回、6弱というか、強に近いところも地震があったと思いますが、これ以上の、今回、今、想定をされている状況でもございます。実際、それ以上の震度7クラスの、例えば地震が起こったということになると、これまた、なかなか冷静な対応というのが非常に難しいのかなと、このようにも思います。しかし、今後は、やはり今の予想であると、首都直下型地震が近い将来というか、かなり高い確率で起こる可能性があるということが、今、盛んに報道されているわけでございます。そういったことを考えると、今後、この3.11の大地震の教訓を十分に生かしながら、ぜひとも何らかの形で、私は、本当に実際にそういった大地震が起きた場合に、市民が本当に、避難訓練といったものを実施していく必要が、できれば、可能であれば、もっともっと小さな区域というか、範囲でやって、そして何かあつ

たとき、そういった大きな地震があったときに、最小限に災害を食いとめていく、このことは非常に大事であると思いますので、今後、今までの訓練に関しては、それはそれでいいとは思いますが、私は、もう一步踏み込んだ形でいかないと、本当に震度7前後クラスの地震が起こった場合には、ちょっと今の感じでは、市民の方に対する、生命というか、身の安全を守ることは難しいのかなと、このようにも思っておりますが、この点について再度、市長にお伺いをしたいと思います。議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（三森忠一君） 災害の際の対応としましては、まず市民の人は、一人一人が自分の命はみずから守るといふ、自助といいますが、そういった気持ちが必要でありますし、さらに地域におきましては、共助ということで、やはり支援の必要な人に対して助け合うという部分が必要かと思っております。そういった意味合いも持ちまして、訓練の話はされておりましたけれども、地域におきましては、やはり市の行政で行う部分としましては、やはり自主防災組織を結成していただくということが先決ではないかと思っております。

現在、63の自治会で約30%ですけれども、結成が進んでおります。さらに市としましては、積極的に自主防災組織の結成をしていただいて、自主防災組織が地域で、そういった地域の皆さんの助け合いの中で、共助的な部分で訓練をしていただくということが、やはり地域の安全・安心につながるものだというふうに考えております。

そういった中での、市としての全体的な訓練も必要でありますし、そういった部分については、これから、年に1回になるかと思っておりますけれども、そういった訓練も通じながら、安全・安心を図ってきたいというふうに考えているところでござ

います。

以上です。

議長（君島一郎君） 25番、東泉富士夫君。

25番（東泉富士夫君） よくわかりました。

現在、地域の自主防災組織は、約30%くらいは結成されているということで、まだまだ、あと7割近くが、そういう高い意識というか、実際に事が起こった場合には、これは、なかなか冷静な行動というか、対応が難しいのかなと。こういった意味では、これからさらなる、市民一体となった防災組織の結成に力を入れていかなくては行けないと、このように感じたわけでございます。

いずれにしましても、今後いつ大地震が起きても、人命を第一に、災害を最小限に食いとめられる防災体制というものが、非常に私は大事だと、このように思っております。

それから、の学校での防災教育について、3.11大地震のときの各学校での対応は、私はどうであったのかなと。また、反省点があったとすれば、どのような点があったのか、改善点を含め、お伺いをしたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（井上敏和君） 3.11の当日の各学校の様子でございますが、日ごろの避難訓練の成果というふうなものがしっかりと出ていたように、私としては認識をしております。

先ほど東泉議員が、やはりこの議場の中で地震を受けて、机の下に潜ったと。私もその出口のところですと待機していたんですけども、地震が終わって直後、すぐ後ろに共英小がありますが、その校庭を見たところ、既に全校児童がしっかりと態勢を整えて集まり、各担任がそれぞれ自分の学級の子どもの安全点呼をしていたと。私もすぐにそこに駆けつけて、状況を聞きましたけれども、

すべて避難、無事完了しましたというふうな形で報告を受けました。その後、その足で稲村小のほうにさかのぼっていったんですけれども、既にもう保護者に連絡をして、既に迎えに来ているという状況でございました。

ただ、そういう状況の中で、この議場から、今度は西那須野庁舎に帰る途中の道々の災害発生を目の当たりにしまして、例えば通学路等、学校の近辺の大谷石の塀が倒れていたり、それから家が傾いていたり、それからかわらが落ちていたり、と、すごくその被害の状況を目の当たりにしたところでございます。たまたま下校時間にぶつからなかったというふうなところが幸いしたかと思って、ほっとしていたところでございますが、もしあその時間帯に、体力の低い小学校1年生、2年生ぐらいの子どもが、その大谷石の倒れたところを帰るというふうな状況を想像したときに、ぞっとする思いがしたところでございます。

そのために、帰ってからすぐに、各学校に被害の状況と児童生徒の安全について確認をしたところ、すべての学校で安全は確認し終わったというふうなところを確認したところございまして、ふだんの避難訓練、その他防災に関する意識が、どのように大切かというふうなのを認識したところでございます。

当日の状況は、そんなところでございます。

議長（君島一郎君） 25番、東泉富士夫君。

25番（東泉富士夫君） 大変ありがとうございます。

日ごろの児童生徒に対する訓練が生かされて、非常にスムーズに避難できて、また大きな事故というか、けがもなかったということで、私も大変よかったなと、このように思っているところでございます。

このことに対しては、本当に、今後いつ大地震

が、それ以上のものが起こる可能性も考えられるわけでございます。人命を第一に、災害を最小限に食い止められる防災教育に、さらに取り組んでいただければと、このように思っております。

ここで、有名な、専門的な災害社会工学でもあります、片田敏孝教授のお話を若干紹介させていただきたいと思っております。これはご存じの方も多いかと思いますが、「釜石市の防災教育から考える地域福祉～大津波から命を守った児童生徒の主体的行動に学ぶ」。これまで栃木県は、比較的災害の少ない土地と言われてきましたが、東日本大震災では、宇都宮市などの5市町で震度6強の揺れを観測し、甚大な被害をもたらすなど、今後の防災対策が改めて問われるとともに、平常時からの地域福祉の重要性が再認識されています。こうした中、岩手県釜石市では、平成16年から児童生徒を中心に防災教育を行い、その教えを受けた子どもたちは、津波発生後、主体的に避難行動を実践し、学校の管理下にあった約3,000名全員の無事が確認され、釜石の奇跡として紹介されました。そこで、児童生徒を中心に実践されてきた釜石市の防災教育から、平常時における地域住民相互の支え合い、助け合いを基本とし、きずなづくり、地域福祉について考えるとともに、一人一人の防災意識の高揚を図ることを目的に、講演会を開催している方でございます。これは、3月24日、とちぎ健康の森講堂で午後1時から講演があります。今後は各地で講演をされていくものと思いますので、本市の学校教育の参考になるのではないかなと、このように思っているところでございます。

次に、学校など公共施設にさまざまな被害を受けたわけでございますが、今後の安全対策についてでございます。被害を受けた学校などの公共施設の復旧はどのようになっているか、まずお問い合わせをしたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（平山照夫君） 市内の小中学校35校ありますが、多かれ少なかれ、いろいろな面で、3.11の大震災によりまして被害を受けております。特に大きく、皆さんご承知のように、議員さんご承知だと思いますが、寺子小学校が一番ひどい状況だったかと思いますが、いずれにいたしましても、すべて復旧につきましては終了しているという状況でございます。

議長（君島一郎君） 25番、東泉富士夫君。

25番（東泉富士夫君） ありがとうございます。すべての関係の施設が復旧をしているということで、安心をしているところでございます。

今回の大地震で、建物にはさまざまな被害を受けてきたわけですが、今後さらなる安全対策に対する改善点といいますか、その辺については、何かありましたら、お伺いをしたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（平山照夫君） 校舎等の建物の安全という点からいたしますと、先ほど市長のほうからも答えておりますが、耐震化といいますのは、構造物、躯体といいますか、そういったところの耐震というのはなっているんですが、つり下げしておりますね、天井が。そういったものの耐震基準というのが、今のところなかったといったところで、天井が落下しているというものが、学校も含め、公民館等も一部ありましたので、そういったところの補強といったものが重要なのではないかなというふうに感じております。構造物そのものはかなり頑丈に、今はできているんですけども、そういった、壁といいますか、天井ですかね、照明も落ちたというのがありますので、そういったと

ころの安全対策をやっていかなくちゃならないというふうに感じております。

議長（君島一郎君） 25番、東泉富士夫君。

25番（東泉富士夫君） わかりました。大変私は、大事なというか、重要な点であるかなと、このように思っております。

今までも、テレビ等でも報道されてきましたが、一般に、そんなに古くない近代の建物であっても、いきなり天井が落ちたということも、つい最近報道されております。幸い今回は、時間的な面も今回の3.11はあったと思いますが、今、部長からご答弁いただいたように、これが早い時間帯であって、もしこれ以上の地震が来た場合、電球等、または天井が、事が起きた場合、大変なことになるといいますので、この点は、できるだけ早目に対応をお願いできればと、このように思っているところでございます。

それから、私が一番気になるのは、特に教室を初め体育館ですね。窓ガラスが割れた場合には、若干割れた場所も市内の施設にはありましたが、そういったものがかなり高いところから落ちた場合には、これは命にかかわるような大変な事故につながる可能性は十分あると思いますね。そういったあれでは、これは私は、もう一回というか、総点検をしていただいて、まず、大きな地震が来たときに、そういった落下物、特に窓ガラスですね。こういったことについては、私は最優先で対応していかなくてはいけないのかなと、このように思っておりますけれども、この点について、お答えをいただきたく思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（井上敏和君） 先ほど私のほうで、当日の状況を申しましたけれども、そこでつけ加えなかったところがあります。それは今のご指摘の点

でございます、まず、こういう地震等、生徒の身に危険等がある、そういう場合には、まずは机の下に潜るといふことで、きちんとそういうふうな確認をしております。ただ、ガラス等も割れるということがありますので、そこの教室の担当者ないしは近辺にいる教師が、周りの状況を見ながら、緊急に動かないといふことで、ガラス等が割れたとか、そういう音も聞こえますので、そういうときには、その場所から動かないといふふうな、そういう行動の安全性を徹底しているところでございますので、今後さらに、そういうところの改善をしっかりと見定めていきたいと、こんなふうに思います。

議長（君島一郎君） 25番、東泉富士夫君。

25番（東泉富士夫君） よくわかりました。

この点につきましては、やはり一歩間違えば、大変な事態になるというか、人命にもかかわるようなことにもなりかねませんので、どうかよろしくお願ひしたいと思ひます。

この点につきましては、かなり万全を期すといふためには、多少の費用がかかったとしても、児童生徒の身の安全を考えた場合、可能な限りの安全対策をとっていただきたいと思ひます。この点につきましては、財政的なこともあろうかと思ひますが、今後さらなる万全を尽くしていただきたいことを、よろしくお願ひしたいと思ひます。

最後に、の学校を地域の防災拠点としてについてでございますが、3.11の大地震においては、学校が地域の大事な防災拠点になったことは事実であります。現在、震度7クラスの地震が起きた場合、学校を地域の防災拠点として使えるかどうか、この辺についてお伺ひをしたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（三森忠一君） 学校を防災拠点にとい

うお話でございますが、防災拠点という考え方は、やはり情報の収集・伝達のための通信機器といったものや、緊急時に市民を救援するためのデータの保管、さらに救援物資の備蓄などが必要条件という形になりますので、現時点では、本庁及び支所を地域防災計画において、防災拠点という位置づけをしております。

学校の施設につきましては、今、避難所としての指定をしておりますけれども、当面、避難所として活用するのに適した施設であるといふふうには考えております。

以上です。

議長（君島一郎君） 25番、東泉富士夫君。

25番（東泉富士夫君） よくわかりました。

いずれにしても、大きな災害というか、あった場合には、かなり学校、今回の、特に福島、宮城等、大きな地震があった地域につきましては、学校が大きな防災の拠点になったということは事実でございますので、そのためにも、万全を期していただければ、役に立っていくのではないかなと、このように思うところでございます。

学校の施設は、児童生徒の安全が第一であります。地震が起きた場合は、市民の生命・生活を守る防災拠点になることは、私は、かなり確率は高いと、このように思っておりますので、学校の耐震対策については、さらなる安全の対策をとっていただきたいと、このように思っております。

最後に一言、私が感じている点を申し上げれば、最初の冒頭に申し上げましたが、3.11以降、想定外という言葉が数多く私も耳にしまいましたが、科学的な分析からも、日本列島いづどこにおいても、今後、震度6ないし7クラスの地震が起きても不思議ではないと、このように言われております。こういったことを頭に入れながら、行政機関はもちろんのこと、市民が一体となって、

防災意識を高めながら、一朝有事の際には、災害を最小限に食い止められる努力を積み重ねてまいりたいと、このように思っている、決意をしている一人でございます。

以上で私の市政一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（君島一郎君） 以上で、25番、東泉富士夫君の市政一般質問は終了いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時01分

議長（君島一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

磯 飛 清 君

議長（君島一郎君） 次に、7番、磯飛清君。

7番（磯飛 清君） おはようございます。

議席7番、会派致知の会、磯飛清でございます。質問に入る前に、格段の時間配分をいただきました議長に御礼を申し上げておきたいと思っております。ただし、1時間では終わりそうもないので、正午を回る可能性もありますので、その辺の配分もよろしく願いをしておきたいと思っております。

中国の古典四書の一つの経典に、「格物致知」という言葉が記されております。格は人格の格、物は人物の物、致は拉致の致、もう一つの知は知識の知であります。「格物致知」とは、さまざまな解釈があり、その一つに、物の道理をきわめ、知的判断力を高める意味であり、物理的な政治を行うための条件と解されております。日本では古

く、幕末の期に維新の志士たちの師範となった松下村塾を主宰する吉田松陰先生も、それらの教えを取り入れられたとされております。道筋を確かめ、道理を立て、常に判断力の研さんにいそしみ、政治に携われたらとの思いを持っている者の一人であります。

それでは、今述べたような精神をもって、通告書に従いまして、一般質問を始めさせていただきます。

1、那須塩原クリーンセンターの焼却灰について。

東日本大震災を起因とする東京電力福島第一原子力発電所の事故による放射能問題は、本市を含む広範囲な地域にわたり、甚大な被害や影響を及ぼしているところであります。また、その対策に当たっては、日本国はもとより、世界レベルの英知を結集して対処を試みているところではあります。対策状況は、内容的にも時間的にも画期的な進展は見られず、人々の不安や執行サイドの焦燥感を募らせていると実感しているところであります。多種多様な対策、対処を施している中ではあります。当センターにおける焼却灰の状況を伺うものであります。

当センターの焼却灰の保管状況を伺います。

当センターの焼却灰の放射能含有量の状況を伺います。

当センターの焼却灰の処理状況を伺います。

当センターの今後の処理方法や対処についての考えをお伺いいたします。

議長（君島一郎君） 7番、磯飛清君の質問に対し、答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） 那須塩原クリーンセンターの焼却灰について、4点ご質問がありますので、順次お答えをいたします。

初めに、 の当センターの焼却灰の保管状況についてであります。焼却灰の保管につきましては、放射性セシウム濃度が1 kg当たり8,000Bqを超える焼却灰をフレキシブルコンテナバッグに詰め、国の保管基準に従い、一時保管をしております。保管料につきましては、2月29日現在964袋、約597tであります。

次に、 の当センターの焼却灰の放射能含有量の状況についてお答えをいたします。

昨年7月から放射能濃度を測定しておりますが、飛灰は現在まで、すべて1 kg当たり8,000Bqを超えております。主灰は8月に一時、1 kg当たり8,000Bqを超えましたが、その後の測定以降は超えておりません。最新の測定結果につきましては、3月1日に測定したものであります。1 kg当たり、主灰は640Bq、飛灰は9,600Bqとなっております。

の当センターの焼却灰の処理状況についてお答えいたします。

でお答えしましたとおり、1 kg当たり8,000Bqを超える焼却灰は一時保管としております。また、8,000Bq以下の焼却灰につきましては、市の最終処分場で埋め立て処分をしております。

最後に、 の当センターの今後の処理方法や対処についてお答えをいたします。

平成24年1月1日に完全施行されました放射性物質汚染対処特措法によりまして、1 kg当たり8,000Bqを超える焼却灰につきましては、指定廃棄物となり、国が処理することになっておりますが、国は既存施設の活用により処理を進める考えであることから、本市といたしましては、国からの委託に基づき、セメントで固化し、市の最終処分場に埋め立て処分する予定であります。

以上です。

議長（君島一郎君） 7番、磯飛清君。

7番（磯飛 清君） それでは、ご答弁をいただきました から まで関連しますので、総じて再質問をさせていただきます。

当質問に当たっては、昨年10月12日開催の臨時議会において、焼却灰の処分費用として約2億8,000万円が議決され、国が示されたセメント固化による処理方法によって、最終処分を実施する計画でありましたが、処理が進まず焼却灰が滞留しているということから、今回の質問に至ったわけであります。

それでは質問をいたします。国が計画した処理方法のセメント固化とはどのような工法だったのか、また、うまくいかなかった理由、原因はどこにあるか、お伺いいたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） 昨年10月に臨時議会を開いていただいて、予算の補正をしていただきました。ただいま議員もお話のとおり、2億8,000万円ということで処分費用を計上させていただきましたが、今回の、先般議決をいただきましたが、3月補正でその分が処分できないということで、減額をさせた経緯がございます。

それで、10月のときにお話をしましたわけですが、あの時点では実は、8月31日付で国は3通りの方式を示されました。その中で、本市といたしましては、いわゆる、先ほど申し上げました飛灰が8,000Bqを超えていたということから、飛灰1 t、1 m³に対して、150kgのセメントで固めると。フレコンバッグに入れていましたが、それを一度取り出して、1 m³当たり150kgのセメントで固化するという方法で処理をしたいということでの予算計上でありました。

であります。同時に国といたしましては、その処理の方法について、また別の方法があるかど

うか、あるいは示した方針がどうだったのかというふうな実証実験を同時に進めていたという中で、水分の加減だということを聞いておりますけれども、うまく固化しない、固まらないというような状況がありまして、市といたしましては、その状況を見守ってきたということで、結果的に、現状まで処理をしない現行の姿になっているという状況であります。

以上です。

議長（君島一郎君） 7番、磯飛清君。

7番（磯飛 清君） わかりました。

国においても、こういった処理、処置は初めての経験であって、暗中模索の中でいろいろ方法を詰めているものとは思っております。

そのような中で、先ほど来、飛灰、主灰の説明、あるいは放射能の含有量がありました。今回の本議会の質問戦には、連日多くの、きょうもたくさんの方の傍聴の皆さんが来ておりますが、その中で、主灰、飛灰、これは私もやっと勉強してわかったような感じなんです、主灰、飛灰についての説明をわかりやすく、市民の方にも理解が得られるよう説明をいただければと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） クリーンセンターで焼却する焼却灰の種類の説明をということであります。

主灰と飛灰ということで、先ほど来申し上げていますが、主灰というものは、通常、その辺でたき火は、野焼きはあれなんです、燃やした場合に、燃え残る灰ということで、簡単に言いますと、そこに残った灰ということになります。飛灰というのは、文字どおり飛ぶ灰というふうに書きますが、その焼却に当たって、煙突に向かって飛んでいくというか、そういった飛ぶ灰ということにな

りまして、容量的にも、やはり主灰は飛灰よりも3倍以上、容量も多いというような状況でありまして、簡単に言いますと、主灰、飛灰はそんな状況であります。

議長（君島一郎君） 7番、磯飛清君。

7番（磯飛 清君） わかりました。

それで、主灰については、測定開始の今年の7月には5,770Bqが示されて、8月には若干ふえ8,700Bqとなったが、ことしに入ってから、2月で1kg当たり1,350Bq、3月には640Bqまで下がってきているとの報告がありましたが、それらの値が高いんだか低いんだか、私には判断はできませんが、国が示す埋め立ての基準値を下回っており、現在、日々発生している主灰についての埋め立て処分については支障がないというふうに解釈してよろしいのでしょうか。お伺いいたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） 日々発生する主灰が、先ほど申し上げましたように大きく下がって、直近では640Bqということであります。国の基準に従いまして、8,000Bq以下ということで、それについては、通常と申しますか、従来どおりの埋め立ての方法というか、処理の方法ということでもありますので、そのように従って処理をしているところであります。

議長（君島一郎君） 7番、磯飛清君。

7番（磯飛 清君） 了解しました。

それで、現在行き場がなくなって、当センターで一時保管されている8,000Bq超えの964袋は、ほとんど飛灰であるという解釈でよろしいのでしょうか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） 現在保管している、

8,000Bqを超えている飛灰あるいは主灰ということになりますが、お話があったとおり、964袋、2月末日現在ですけれども保管をしております。そのほとんどは、今、議員おっしゃるとおり、内訳を言いますと、964のうち870袋、全体の90%が飛灰であります。残る10%、94袋が主灰と、そういう状況であります。

議長（君島一郎君） 7番、磯飛清君。

7番（磯飛 清君） わかりました。

と申すのも、先ほど本会議が始まる前に、皆さんで黙禱をささげましたが、昨年3月11日の震災以来、時が進み、季節が移ろい、季節も一巡しました。1年が経過し、自然界の営みだけでの線量低下を期待して待っているだけでいいのかなという思いもあります。放射能は、消滅までには数十年かかるとも言われております。そのような中で、取り組みの一つの方法として、皆様もご存じのように、近隣の広域大田原クリーンセンターが取り組んだ焼却灰の線量低減事業というか、活動というか、その実績を、ここにいる皆さんとともに共有する意味合いを持って、参考までにお知らせをしたいと思っております。

広域大田原センターが取り組んだ事業活動では、まず、ごみの焼却量を減らす活動でありました。内容的には、ごみの収集制限、規制であります。ごみステーション収集を、通常週2回から週1回に制限しました。さらに内容的には、線量が多く含有されているだろうと想定される樹木、木を剪定した枝葉、落ち葉、草などの収集を停止させ、また、センターへの直接搬入もやめたということでもあります。期間は平成23年10月20日から今年の2月13日までの約4カ月間。今は、2月20からは通常収集を再開したと聞いております。ただし、剪定の枝葉、落ち葉、草等は引き続き搬入を停止しているということでもあります。

制限したことによる収集量の変化であります、前年同時期10月から12月との比較で、大田原市、旧黒羽町、旧湯津上村、旧大田原市で約8.0%、那須町で8.05%、全体で8.07%、収集量が減ったということでもあります。それに伴って、期間中の焼却灰の発生状況は、前年同期と比較しまして、ごみの収集量は8.07%下がったんですが、焼却灰の発生量は、主灰のみであります、4.75%下がったという実績が出ております。それに伴って、焼却灰などの放射線濃度の測定結果、先ほど那須塩原市のクリーンセンターの測定状況報告がありましたが、大田原クリーンセンターにおいても、制限実施前は、7月1,668、10月には大分落ちてまして632になりましたが、7、8、9、10、4カ月のアベレージ平均では1kg当たり1,344Bqであったということでもあります。それで、制限実施後、これが極端に効果が出まして、11月28日には311、12、1、2月とどんどん減ってきてまして、2月には205まで下がり、アベレージでは265Bqになったということでもあります。これは、制限前に比較しまして、19.7%に落ち込んだ、すなわち約20%でありますので、80%が減ったということになっております。

これは主灰であります、飛灰においても、7月の測定では1万3,580Bqだったそうですが、この制限をやった2月には1,980Bqということで、大幅に下がったという実績結果が出ております。ちなみに、本市における、先ほど報告がありましたクリーンセンターの2月8日の飛灰の含有量であります、1万2,700Bqということで、大田原クリーンセンターは1,980Bqということで、1けたまではいかないんですが、かなりの差が出ているという実績が出ております。

このような結果を見て、担当部局としてはどのような感想をお持ちか、所感をお伺いしたいと思います。

います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） ただいま、広域の大田原クリーンセンターのお話がありました、大田原クリーンセンターのほうには、もろもろの事情があってということとっております。

本市におきましても、排出の抑制につきましては、市の市有施設から出る剪定枝等、あるいは国道事務所とか県の土木事務所につきましては、お願いということでしたましたが、一般家庭等からのものについては、そういった抑制措置はしておりません。

ということで、これに関しての考え方につきましては、お尋ねですが、市といたしましては、やはり本市の、先ほど焼却灰の数値が、議員からお話がありました、大田原クリーンセンターから出るものからはるかに高いという状況であります。というのは、やはり家庭等での剪定枝、あるいは落ち葉などもありますが、そういうものに付着している放射性物質が高いということになります。そういったものを、例えば家庭で植木の剪定をしたと、そういうものを、それぞれの家庭がそれぞれのところに置いておくというのは、いかなものかなというふうな考え方を持っています。

よって、クリーンセンターで焼却可能なものについては、クリーンセンターのほうに持ってきていただいて焼却をして、そこから出た灰については、完全な形で処分をしていくというふうなことでやっていきたいというふうに考えております。

議長（君島一郎君） 7番、磯飛清君。

7番（磯飛 清君） わかりました。

本市における考え方等についても、理解はしたいと思います。どこで放射性物質を集めて保管し

ておくか、どちらがいい悪いは別として、お互いのセンター、あるいは市、町の事情があって、いろいろな方策をとっているものと思っていることから、これ以上は追及していくと、いろいろな弊害が出てくる可能性がありますのでやめますが、一応、我々共通認識としては、大田原クリーンセンターの測定結果、あるいはいろいろな事業結果を見ますと、比較的多く含有されているのは樹木の枝葉ではないかということかと思えます。そういったものを共通の認識として、これからの放射能の処理の対処としての対策として、今後の判断に活用していただければと思います。

さらに、数値的な結果と同時に、私も大田原の市民、職員、あるいは議員さんにも、いろいろ今回のこの活動事業について、お話をさせていただきました。おのおの単独の市、町ではなく、広域ということで、大田原市、那須町、両長が連携の広域で取り組んだ結果、互いの住民に共通の認識が芽生え、片方が行き詰まったり、なえたりすると、一方の頑張りや一方の進展、進みに励まされ、互いの支えになったとの話も伺うことができました。これはまさに、広域連携による地域力と実感した思いであります。

きのうも広域合併、連携についての論議がありました。本来であれば、ここでその辺を市長に聞きたいんですが、議長のほうから通告外というような指導がありそうなので、やめておきまして、またの機会にしたいと思います。

そのようなことがありまして、今後の処理方法について伺いたいと思います。

8,000Bq超は、国からの委託により、セメント固化により本市の最終処分場に埋め立て処分する予定であるとありました。昨年10月の説明でも、セメント固化処理の説明がありましたが、予定どおりに進まず停滞している中、再びセメント固化

方式とのことではありますが、今度のセメント方式はどのような方式か、また、いつごろから開始できるかお伺いいたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） 今後の、現在保管している焼却灰の処理の仕方ということでありますが、これにつきましては、実は先日も環境省のほうに問い合わせをしましたところ、現時点で、岩手県一関市で実証実験を行っているんだということであります。その方式につきましては、現在市のほうでも、環境省との打ち合わせの中で、その方式でいかなというふうに考えておりますのは、具体的に申し上げますと、現在、先ほど申し上げましたフレコンバッグに入れているものを開封しないで、そのまま外側にもっと大きい袋で今保管しているものを入れて、そのあいている部分はセメントで固めるというふうな形の、いわゆる、前にも申し上げたと思うんですが、卵の殻方式というふうにいっているんだそうです。

そういう方式で、それを固めて、そして最終処分場に、今のところ2段に重ねて、そこに30cm四方のペントナイトで囲って、その上に50cmの覆土をするというふうな処分の仕方を考えていますが、いずれにいたしましても、いわゆる、今あるものをもう少し大きい袋に入れて、その間にはセメントで固化する、そういった方式、卵の殻方式と、そういう方式ということで、今、実験を進めているということなんですが、環境省とのお話では、ただいま、いつごろからというご質問でありますけれども、ガイドラインが示されるのは4月以降になるかなというふうな話であります。

よって、4月になってからということで、もろもろの手続きですが、その準備をしていくと、実際に開始されるのは、第1四半期の6月中旬以降に

なるかもしれないというふうなことでは考えております。

以上です。

議長（君島一郎君） 7番、磯飛清君。

7番（磯飛 清君） 先ほどもちょっとお話ししましたが、国においても初めての経験であり、なかなか試行錯誤の状態にある中で、いろいろ試験をしているということだと思います。

今の説明でありますと、4月以降、開始は6月ごろになるのではないかというようなことではあります。実際今、飛灰、主灰、一時保管している量は、大体報告でありましたが、1日発生量としては何袋ぐらい発生しているか、お伺いいたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） 飛灰の1日発生する量ということでありますが、おおむねですけれども、1日5袋程度発生しているところであります。

議長（君島一郎君） 7番、磯飛清君。

7番（磯飛 清君） 1日おおむね5袋ということは、三五、十五、月150袋で、6月から開始まで4カ月というのと、また600袋ぐらい滞留してしまうということで、現在964袋プラス600袋となると、保管場所、現在、クリーンセンターの敷地を活用して保管していると思います。さきの全員協議会においても、早乙女議員より、一時保管の安全確保というご指摘がありました。かなりの量になりますので、その辺の管理等々についても、しっかりと管理をお願いしたいと、改めて私からもお願いをしたいと思います。

それでは、処分は6月から始まったとしても、最終処分は、本来であれば国が処分場も用意すべきものだと思います。処分に対する費用は、市の

ほうに委託ということなので、当然費用は支給されますが、最終処分場の使用費用というか、いずれこれもなくなってしまいますので、本市の最終処分場も、こういったものを処分していくと、最終的にはなくなってしまう、次の処分場の準備もしなくちゃならない、費用もかかるというようなこともかんがみまして、処分場の使用費用の補償というものはあるものかどうかだけ確認をさせていただきます。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） 最終処分場に埋め立てるということで、その補償ということのご質問ですが、現段階では、補償についてということは、国のほうとは協議はしておりません。であります。先ほども申し上げました、本年1月1日に全面的に施行された放射性物質汚染対処特措法では、8,000Bq以上超えているものは指定廃棄物ということで、国がすべてを処理します。当然、最終処分場もつくって処理しますというのが、法律上ではありますが、私どものほうは、やはり現状を、先ほど来、一時保管しているこの現状を踏まえて、できるだけ早く処理したい。それは、やはり市民の安全、また安心ということからということで考えております。

であります。国は、最終処分場といっても、国の考え方の中に明記されているんですが、それには相当の期間がかかると。よって、管理型の最終処分場がある我が市においては、ぜひそれを使わせていただきたいというふうなことで、新年度予算におきまして、13億からの予算計上をさせていただきましたが、そういった形で、市の管理型最終処分場を利用して埋め立てをしていくというふうなことでありますので、これは当然、今回の事故に由来するものでありますから、今後におい

ては、当然、通常の形で、その前に本市としましては、平成21年度から新しいクリーンセンターで、焼却灰については、主灰については灰の溶融化をしてということ、それは当然、最終処分場に持っていく数量も減るわけですから、延命措置ということのねらいから、そういった施設も整備してきたところに、今回のこういう事故で最終処分場の期間が短縮されちゃうということは、明らかに起因することは明白でありますから、その部分の補償等については求めていきたいというふうな考えであります。

以上です。

議長（君島一郎君） 7番、磯飛清君。

7番（磯飛 清君） わかりました。

国に費用請求して、国から予算を確保しても、やはりこれも国民が納めた税金であります。市が負担しても市民が納めた税金であり、同じ税金には変わらないのではありませんが、やはり国の責任をもって費用を補償してもらうことにより、本市はその費用で、別な放射能対策なり、ほかの事業に回せるということもありますので、ぜひともそのような要求をしていっていただきたいと思いません。

これは、先ほど来話しているように、大変な、放射能対策は到底、市だけではできないものではない、大がかりな対応が要求されているものであります。我々国民は国民として、また市民は市民としての立場の中で英知を結集し、行政と市民が協働で取り組む対処も要求されていると思います。それらは、我々、今の世の中に生きる者に課せられた重要であり重大な課題であると、きょうの質問の中で再認識を、皆さんとともにできたと思います。そのような課題を皆さんとともに共有して、今後の対策に当たればなと思ひながら、この質問を終わらせていただきます。

次に、通告書の2、再生可能エネルギー対策について伺います。

当質問については、昨年12月定例議会において質問しております。今回、ご案内のとおり市長が変わり、新たに政策統括監の渡邊統括監も就任したということで、改めて確認の意味合いで質問をさせていただきます。

「一般的な省エネの目的としては、費用（コスト）の低減が主とされておりますが、限りあるエネルギーの使用量削減や、エネルギー利用による環境負荷削減を通じ、環境保護や経済活動、さらには安全保障などの観点におけるエネルギーリスクの低減等もあると言われております。90年代以降は、地球環境問題、特に温室効果ガスの削減が社会問題化され、一つの手法として重要なものとなっている。また、原油価格の高騰による光熱費の値上げは、家庭や企業での省エネムード、さらには東日本大震災を起因とする電力不足による計画停電などを体験し、国民一人一人のその意識は、明らかに向上していることから、官民一体となって省エネルギー対策に当たるべき時期であると考えます」と唱えて、12月の一般質問を行っております。24年度の市政運営方針の中に、「再生可能エネルギー供給に関する検討」などなどあることから、前回に引き続き、確認の意味合いをもって伺うものであります。

太陽光発電システム設置の補助についての考えを伺います。

LED防犯灯設置の補助についての考えを伺います。

補助制度を導入する場合、導入時期についての考えを伺います。

総じて「再生可能エネルギー供給」に関する考えをお伺いいたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二君） 磯飛議員の質問にお答えいたします。 から まで関連がございますので、一括して、とりあえずお答えをしていきます。

再生可能エネルギーを含めたエネルギー政策、これについては、3月5日の吉成伸一議員の会派代表質問でもお答えしておりますけれども、太陽光発電、あるいは小水力発電、木質バイオマス発電、バイオガス発電などなど、本市は日本有数の自然エネルギーの宝庫であると、このように考えておりました。この本市の資源を最大限に活用して、地産地消型エネルギーの創出を目指していきたいと、こう考えております。そのためにも、エネルギー政策全般について、もう一度きちんと見直しをしながら、できるだけ早い機会に、6月議会以降にも、この提案を改めてさせていただきたいと思っています。

お尋ねの中に、特に太陽光発電システムの設置の補助、それからLED防犯灯設置の補助、これについて、特出しでの質問でもありますが、これについても、補助制度の導入の一つの分野でございますので、今後早急に検討して、6月議会以降に改めて提案をさせていただきたいと思っています。

以上で第1回の答弁にします。

議長（君島一郎君） 7番、磯飛清君。

7番（磯飛 清君） ご答弁いただきました。

当補助制度の導入については、先ほど来述べさせていただいているように、12月議会においても質問・提案をさせていただいき、そのときの答弁は、新年度より導入との考えでありました。それらは、趣旨は広く市民にも報じられたところであり、さきの会派代表質問の吉成議員の質問にもあり、答弁にもありました。「新年度から」の解釈には、一般的には「新年度」とは、4月から

と解釈されるものと思っております。私も反省しております。「新年度」などとあいまいな表現をせず、「何月」という表現が、こういった重要な問題については、はっきりとした数字を区切った質問も必要なのかと勉強をさせられたところであります。

このことから、当制度導入についての問い合わせも頻繁に来ていたかと思えます。どの程度の問い合わせ件数、あるいはまた内容、それらの問い合わせについての回答、それらは今までのようになされてきたか、お伺いいたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） 12月議会以降において、たしか12月7日の新聞報道だったと思うんですが、報道されました。それを受けて、それ以前からもありましたが、特にその後において、問い合わせがまいてあります。その件数は、その都度カウントをしてくれませんでしたので、担当課のほうで聞いたところのお話ですと、100件以上はあるだろうというふう聞いております。そのときの内容については、やはり議会で答弁をさせていただいた内容で伝えておまして、それに対するやりとりというか、対応については、方向性として新年度から考えているということと、やはり補助をするに当たっても、予算がないとできませんと、そういった予算の説明をしたりということでの対応をまいりました。

最近の対応の仕方ではありますが、今議会で答弁しているとおり、エネルギーの省エネも含めて、総体的に検討していきたいということで、早急に検討して、できるだけ早い時期にお知らせをしていきたいというふうな対応をしているところであります。

以上です。

議長（君島一郎君） 7番、磯飛清君。

7番（磯飛 清君） わかりました。いろいろ問い合わせも来ている、期待も持たれているという実態がよくわかりました。

先ほど、市長の答弁にも、できるだけ早く検討し、内容を煮詰め、6月には提案をさせていただけるという答弁をいただいております。ただ、先ほど来申し上げているように、市民の方は準備を進めている方も多くいるやに聞いております。それに当たって、先ほどちょっと触れました新年度、4月からという認識をして、準備をしている市民の方もおられますので、今回さらに内容を詰めるということで、実施開始が延びるというお知らせをどのような形で進めていくか、その考えをお聞かせいただきたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） 今回の、変わりますよというふうな、全体的なエネルギーについて検討するというので、もう少し待っていただくということに対する周知の手段ですが、既にホームページにおきましては、2月27日に「再生可能エネルギーの利用推進について」という表題で、理由を述べたほかに、市民の皆様からも再生可能エネルギーの推進について、ご意見ご提案がありましたらということで、そういった記事で、ホームページには既に載せてあります。そのほかに、今月3月20日号の広報におきまして、同様な記事で周知をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（君島一郎君） 7番、磯飛清君。

7番（磯飛 清君） わかりました。

極力トラブルが発生しないように、お互い努力をしていきたいと思っております。広報でのお知らせと

ということがありました。きょうも地方新聞の記者さんがお見えになっておりますので、新聞等々でも、もしスペースがあいていれば、取り上げてお知らせいただければと思っております。後ろのままで失礼します。

続きまして、この件についてはしつこいようなんですが、吉成議員の代表質問にもありました、当制度の導入は県内26市町の中で、3市町が未導入であったということであり、本市が導入をしなかった理由の一つには、公平性の問題があるやに聞いており、導入しなかったということも伺っております。冒頭にも述べさせていただいたようなことから、本市においても、栗川前市長の思いも乗せて導入に踏み切った経緯もあります。そのようなことも踏まえ、ご検討いただければと思っております。

今般、阿久津市長が就任されたことに伴って、渡邊政策統括監が着任をいたしました。着任をいただいただけでも、市民の中では期待の風が起きております。庁内でも、大波小波は別として、波が立ち、風波が起きただけでも活性を感じております。阿久津市長が24日に着任し、翌月2月8日には統括監が既に着任しました。阿久津市長の動きが早いなということを実感しました。この風波は、渡邊という小石をほとんど波風のない湖面に落とした。渡邊という小石は、渡辺喜美の小石ではありません。渡邊統括監、渡邊泰之という小石をほとんど落とした結果、活性の風、波が立ったものと思っております。

そのような中で、記者会見の中で統括監は、市長からは特に行財政改革と新エネルギー政策に注力をしていただきたいと報じられていました。私の想像ではありますが、今回の当制度の見直し、精査検討は、渡邊政策統括監の思いも、あるいは判断もあるのではないかと思っております。

ここで名を指して、ご質問を渡邊統括監に3点ほど伺います。

一番初めに、新エネルギー政策についてのお考えを伺います。2番目に、太陽光システム、LED防犯灯設置の補助制度についての考え、さらには、差し支えなかったらで結構なんですが、前任の大阪高槻市在任中に行ったエネルギー政策、施策があったら、参考までにお聞かせいただければと思います。渡邊統括監、よろしく願いいたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

渡邊統括監。

政策統括監（渡邊泰之君） ご指名いただきましたので、いただきました3点の質問に対してお答えしたいと思います。

まず、新エネルギー政策についてでございますが、先ほど市長の答弁からもありましたけれども、本市は日本有数の自然エネルギーの宝庫ということで、太陽光等もありますが、小水力、それからバイオマス、さらには温泉エネルギーであったり、いわゆる牛ふん等から出てくるメタンガスとか、市自体特有の各種エネルギー資源があるのではないかというふうに思っております。そういう資源を最大限に生かして、新産業の創出を図っていくと。これが今回、非常に重要な課題ではないかと、それを市長から、私のほうも一部託されたのではないかというふうに考えております。

まさに市長が答弁されましたが、地産地消型のエネルギーシステム、これは本当に重要だと思っております。特に議員からの質問の中でも出てきましたけれども、昨年停電であったり、そういったときの危機対応という意味で、独自のエネルギー源を持っておく、エネルギーの分散化と、こういうことは、今後のエネルギー政策を考える上で非常に大切ではないかというふうに、個人的

に思っております。

それから、太陽光発電、LED補助、これにつきましては、市長からの答弁がございましたが、補助制度につきましては、トータルで、先ほど申し上げたような新エネルギー政策全般の中でどのように位置づけるか、これを早急に検討いたしまして、6月議会以降、早急に提案をしてみたいと考えております。

それから3点目の、高槻市における新エネルギー政策ということで、ちょっと思い出すのは2点ございます。1つは、バイオコークスというものがございまして、コークスというのは日本語で言うと石炭なんですけど、バイオコークスというのは、木を使って、木材から石炭のような燃料をつくるというものでございます。それは、プラントを高槻市内につくりまして、それが実用化レベルでいいますと、世界初というものでございました。それをつくるに至る経過というのは、非常にいろいろとありまして、一大プロジェクトであったわけですけれども、結果的には、それが何とか成功いたしました。昨年3月に完成したんですが、ことし1月には資源エネルギー庁長官賞というのをいただいたというのを、高槻市の職員から喜んで連絡を、つい数カ月前ですが、いただいたというような状況です。本当にそれは、実用化という意味で、今後、日本は木材の資源が豊富でございますので、そういうものが、那須塩原市においてもそうですけれども、みずからのところで、地産地消という形でエネルギーを生み出していけると同時に、間伐材の処分を容易にする、それから、さらには雇用を創出するというような意味で、非常に、若干自画自賛にはなりますけれども、高い評価はいただいております。私自身も非常にやってよかったと思っております。

高槻市には、聞くところだと、今、そのプラ

ントを見るために、全国の自治体から視察が来ているというような話も聞いております。私がよかったと思うのは、ほかのところではやっていない世界初のプラントであったということが、職員は当初は物すごい抵抗があって、トップランナーで走っていくというのは、失敗した場合の責任もすべて負うわけですから、しかも未知の世界を進むわけで、非常に当初、抵抗があったのは事実でございます。しかし、でき上がって、他の自治体からそういう視察が来たりして、関西のほうではバイオマスタウンという意味では、高槻市というのは非常に大きな名声を得ているというような状況になって、職員の方々も今非常に、自分たちこそが、バイオマスの関係でいえばトップランナーであると。市民の方々も、自分の市のところに世界初のプラントができたということで、非常に誇りを持っていただいているというような状況で、全部がすべて新しい技術でやる必要は決していないと思うんですけれども、那須塩原市においても、こういう形で、世界初、そこまでいなくても日本初であったり、そういったものをぜひとも、新しい新エネルギー政策では取り入れていけたらいいんじゃないかというふうに、私は個人的に思っております。

それからあと、もう一つの事業として行ったもので、これはバイオコークスに比べますと、ちょっと小さい話ではあるんですが、木質ペレットについても、既に高槻市では導入しておりまして、そのペレットを使つてのボイラーを福祉施設に入れたということがあります。これ自体は、技術的には何ら新しいものではないんですが、先ほど申し上げた地産地消のエネルギーという意味で、私としては非常に重要な位置づけであったというふうに思っております。みずからの市で生み出した木材からつくったペレット、それを市内の高齢者

の福祉施設において、ボイラーで温めて風呂を温めると、そういった形で、エネルギーが市内でちゃんと循環していると、そういうような形が、一つのまちの中ででき上がっていると。これがまた、高槻市の職員なり市民に対しては、非常に誇りになるものであったというふうに考えております。

以上、長くなりましたけれども、こういったようなことを那須塩原市においても、ぜひとも進めていきたいと。そういう意味で、職員一丸となって、私もできるだけことはやりたいと思っておりますし、議員の皆様方にも、ぜひともいろいろな提案をいただいて、いい市にできればというふうに思っております。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 7番、磯飛清君。

7番（磯飛 清君） 大変ご丁寧な、夢のあるご答弁をいただきました。何か、太陽光発電の補助金なんていうのは、ごく小さな問題のようになったように感じております。

あと5分で終わりにしますので、このまま続けさせていたきたいと思えます。

統括監においては、見知らぬ地に着任をいただきました。私ごとなんですが、子どもは娘2人なんですが、年代的にも娘と同年代であります。うちの娘は大丈夫なのかなというような思いを抱きながら、お聞かせいただきました。

以上で、夢を語っていただきましたので、私の質問に対する役目は終わったような気がします。あと5分だけいただいて、質問とは違ったお話をさせていたきたいと思えます。

阿久津市長におかれましては、栗川前市長の急逝から、全国的にも、また歴史的にもまれに見る大激戦の選挙戦を制し、第2代那須塩原市長として着任をいただき、最初の定例議会を迎えられ、代表質問、一般質問、無事かどうかは別として、

私の質問をもって終了となります。

市長におかれましては、三十有余年の議員としての立場から質問を行ってこられたのが、一転して答弁する側の立場になり、大変お気遣いをいただいた中での答弁が随所に見られました。お疲れになったことと思っております。また、答弁には、奥深く幅広い経験からなる識見の高いお話を相合わせていただき、大変参考、勉強になった思いを持っております。その経験、見識を十分に踏まえ、本市はもとより、県北域のリーダーとしてご尽力いただくことをお願いするところであります。

話は変わります。結びになりますが、来週月曜日は卒業式であります。3月は別れの月と言われている職員の方、本議場の中には、三森総務部長、平山昭夫教育部長、松本睦男環境部長、荒川正監査委員、臼井浄塩原支所長の5名がおり、議場外においても、今執務をとられております職員の中、合わせて38名の方が定年退職を迎えられます。おおむね人生の半分に当たる40年前後の奉職をいただき、まことにありがとうございました。特に本年度は、震災、原発事故、栗川前市長の急逝、激戦の市長選挙、新市長の就任などなど、長い人生の中でもひとときわ印象に残る年度になったと思います。ご退職後には、その長い公職の経験をもとに、市民の立場から指導をいただければと願っております。お体に留意され、有意義な日々を送らんことを願っております。長きにわたりご苦労さまでした。ありがとうございました。

余計なお話を申させていただきます、私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

議長（君島一郎君） 以上で、7番、磯飛清君の市政一般質問は終了いたしました。

以上で、市政一般質問通告者の質問は全部終了

いたしました。

市政一般質問を終わりたいと思いますが、異議
ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認め、市政一般
質問を終わります。

ここで昼食のため休憩いたします。

午後 1 時、会議を再開いたします。

休憩 午後 零時 0 8 分

再開 午後 1 時 0 0 分

議長（君島一郎君） 休憩前に引き続き、会議を
開きます。

市政運営方針の質疑

議長（君島一郎君） 日程第 2、市政運営方針を
議題といたします。

以上に対し、質疑を許します。

16 番、早乙女順子君。

16 番（早乙女順子君） 私、間違えてこれを通
告して、予算のときと一緒にのかと思って通告を
してあるので、おわかりになるかと思うんですけ
れども、市政の基本運営方針の中で、後期計画の
4 つの基本理念に沿ってまちづくりを進めるとい
うふうに表明しておりますが、市民の参画で、栗
川市政のもと参画された後期計画の基本理念を尊
重する、要するに、前の市政の基本理念を踏襲す
るというふうに解釈してよろしいのかなと、この
総合計画の後期計画の基本理念というところに書
いてあるものですから、踏襲するというふうに解
釈してよろしいかどうかを、ひとつお聞かせくだ

さい。

その次に、基本的な考え方と 24 年度の主要事業
のところ、一般質問なんかでもありましたけれ
ども、義務的経費や既存施設の維持管理費用を中
心に予算編成を行って、市民生活に欠くことがで
きない事業を初め、喫緊の課題として対応すべき
事業は一部予算計上したというふうに、要するに、
骨格的予算というふうに言いましたけれども、予
算計上を見送った事業は何と何なのか、もし見送
ったものがあるならですよ、何なのかということ
で、全額予算を見送った、要するにゼロベースと
いうふうにおっしゃっていたようなものがどれな
のか、一部予算を見送った事業としたら、どうい
うルールで見送ったのかということ、余りにも
膨大のようですので、それは資料として後で示し
てほしいというふうに思います。

今回示されていた主要事業というものがあつた
と思うんですけども、今までの栗川市政の中
でも、もう既に示されていた事業が含まれていると
思いますので、継続する事業というのはどういう
ものであって、そして、新たに追加した事業とい
うのはどういうものなのかをお示しになって、継
続するということは、前の基本理念のとおり踏襲
するということでの具体的な主要事業なのかなと
いう、その辺を整理してお答えください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（室井忠雄君） 第 1 点の 4 つの基本理
念を承継するかどうかということなんですが、
議員ご案内のように、第 1 次総合計画は、まちづ
くりの今言った基本理念 4 つと将来像「人と自然
がふれあうやすらぎのまち那須塩原」及び基本政
策 7 つでございます、これがいわゆる基本構想の部
分でございます。及び基本施策として、38 項目が
今まであつたんですが、それを 3 つふやして 41 と

いうふうにして、これが基本計画の部分でございます。この2つをあわせて第1次計画ということになりますが、これについては、議員ご案内のように議決案件で、既に以前に議決をいただいた関係してございます。これらについては基本的に、この部分の基本理念については変わりございませんので、継承といえば継承ということなのですが、那須塩原市全体で持っております10年間の第1次計画の、まさにその部分でございます。

それから、3点目になるんですが、継続事業、何か追加事業ということでございますが、これらについては、例えば人材の育成の中で、公募員の外部人材の活用とか、そういう細かい部分、実際にはここに出てこない、いわゆる基本施策にぶら下がりの事業では、もろもろ新しい事業も当然入っておりますが、ほとんどというんじゃなくて、後期計画を立てるには、当然、前期計画というのがありまして、その前期計画分の実績評価等々もやって、完了形のものなのか、継続すべきものなのか、廃止すべきものなのか等々を評価しまして、つくっておりますものですから、その数、おおよそ事務事業だけで200近くぶら下がっている事業がございますので、その中で仕分けはしてございますが、現在、具体的にどこだという部分については、ちょっと整理しておりませんので、申しわけございませんが、その点についてはご了承いただきたいということでございます。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 総務部長。

総務部長（三森忠一君） 予算編成の基本的な考え方の中で、数点ご質問いただきました。事前に質問いただいておりますので、若干まとめておりましたので、読ませていただきます。

まず、全額予算を見送った事業というものが、いっぱいありますけれども、1,500万円以上

でちょっと区切らせていただきました。まず、再生可能エネルギー推進事業の太陽光発電施設設置に関する補助事業でございます。6,000万円でございますが、今後プロジェクトによる検討を受け、6月以降の肉づけ予算で対応していきたいというふうに考えておるところです。

次に、企業誘致事業の誘致奨励金でございます。具体的施策を検討した上で、誘致が確定した段階での予算化を考えていきたいと。このほか、西那須野運動公園管理運営事業のプール改修事業もあります。これら1,500万円以上の事業ということで申し上げました。これらに限らず、他の修繕事業同様、ゼロベースを原則としていますが、今後必要性等を検討し、肉づけ予算で対応していきたいというふうに考えております。

次に、一部予算を見送った事業についてでございますが、経常経費などですべての事業を対象にチェックをしておりますので、すべてご説明することはできませんが、1つとして、庁舎管理費のLED導入事業、2つ目には塩原支所の観光振興事業での観光協会補助金、道路台帳整備事業などとなっております。すべて精査検討を行った上で、必要に応じ、6月以降の肉づけ予算で対応していきたいと考えております。

次に、予算を見送った理由でございますが、市長選挙の中で掲げた公約と政策的事業が重なる部分があることから、事業内容の理解を深めることはもとより、精査検討を行った上で判断していきたい、そういう考えのために行ったものでございます。

次に、主要事業の中で、継続する事業と栗川前市政時に実施が決定した事業についてでございますが、基本的には同じものと認識しております。また、阿久津市長が新たに追加した事業は、ホールボディカウンターでございます。これらについ

では、一覧が、できれば別途作成したいと思っております。

また、栗川市政下で決定した事業を踏襲する理由につきましては、市長の公約等と合致するものについては、基本的に踏襲をしたものでございます。具体的には、放射能対策や防災・震災対策などが一例でございます。加えて、より手厚く進めるべきと判断した事業につきましては、ホールボディカウンターの追加やガラスパッジの拡充です。

いずれにいたしましても、今後の検討の中で、必要なものについては積極的に位置づけていく考えでございます。

以上です。

議長（君島一郎君） 企画部長。

企画部長（室井忠雄君） 先ほどの答弁で、ちょっと大ざっぱ過ぎましたので、補足したいと思うんですが、基本施策の中で今般追加したものが3つという話はしたかと思うんですが、これが新しい事業というふうに考えていただければと思うんですが、まず1つに、循環型社会の推進という項目が新しく入っております。それから、災害に対する備えの強化と生活安全確保と、それからもう一つが、農官商工連携による地域産業の活性化というのが、今般、後期計画で新たに基本施策として項目出しをしたものでございます。

なお、完了事業については、大きいものから言いますと、クリーンセンターの建設事業、あるいは黒磯板室インターチェンジ周辺整備事業、それから区画整理事業、西那須野中心市街地活性化事業及び塩原温泉街の活性化事業等々でございます。これについては終了した形でございます。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） それと、一般質問のと

ころでも行ったんですけども、一般質問でとても時間がなくて、なかなかやりとりをできなかったのも、公約の中にもそうなんですけれども、公約の中にありながら、基本市政運営方針の中に産廃に関しての文字さえも出てこないのはなぜですかということをお聞きしたんですけども、その辺のところをもう一度聞かせていただきたいなというふうに思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（室井忠雄君） 産業廃棄物に関しては、特に土地利用関係の調整計画というのを現在作りつつあるんですが、実はそちらのほうの結論がまだ出ていない形で、県との協議も当然要するというところでございます。議員ご案内のように、対策委員会等でもお示した、あの原案の修正を現在やっているところでございます。

市政方針になぜ産廃関係がなかったかということなんですが、それ等については、大きなことではありますでしょうけれども、特段というか、市政方針のほうには、あえてというか、言葉としては確かに載っていないかというふうに思います。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） 理由としては、総花的になってしまうから、わざわざ入れなかったということでご答弁をいただきましたし、また産廃行政は、今までより後退させることはないというのも一般質問の中で確認をとりましたので、ただ、那須塩原の産廃運動がどうしてこういうふうになってきたかということに対して、市長ちょっと、昨日のやりとりとかを私も聞きまして、何か不思議だなと思ったやりとりがあるものですから、もう一度確認を試みて来てました。

きのう、私が知事に話をして、青木をとめてい

らっしゃるような話を行っていたんですけれども、実際にこの反対運動というのは、反対運動が起こる前に隣接地主の方に情報提供をしまして、隣接地主3名あるんですけれども、その人たちが絶対同意はしないというのを取りつけてあります。そして、そのときに、3月の議会に青木の方が傍聴に来ていたんですけれども、その方に巨大な産廃施設設計画があるんだけれどもというのを伝えましたら、その方が那須野ヶ原土地改良連合会の事務局長に伝えて、渡辺代議士の知るところとなって、8月に産廃の反対運動の決起大会があった。そこで代議士が心強いあいさつをしてくれたので、その後の署名を提出するときにも、代議士が知事に出しに行くときに同行して下さって、運動にすごく弾みをつけた。

私としては、3人の隣接地主の反対、自治会の反対、青木を挙げて、市を挙げての反対運動があったという、そして渡辺代議士のバックアップがあって、県知事は許可しようがなくなっている状況に追い込まれているというのと、業者は隣接地主の同意はない、自治会の同意はとれない、事前協議を進められないで、足踏みをしている段階というふうに認識しておりましたので、とまっているわけでもなく、本当に危機的な状態はいつ来るかわからないというふうになっておりますので、そういうことをきちんと認識をしていただきたいというふうに思いますので、今後の産廃対策、市長が先頭に立っていただいて運動を展開するということに変わりがないか、もう一度、ここの市政運営方針の中にはありませんでしたので、この場で産廃に対する、先頭に立って反対をしていただくという決意を聞かせていただけたらと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二君） 今、大ざっぱな経過をお

聞きしましたが、私がわからなかったところも今の話の中でございました。私がお金をとめるためにどういう行動をとったかというのは、もし機会があれば、また後日述べさせていただきますけれども、最終的にやはり、この産廃の許認可は、栃木県では知事がトップにいて、これをやると、こういうことでしたので、常に注意深く、地元の状況等もある程度は把握しておりましたので、知事にお伝えをして、この辺でとめるといいかと、こういうようなことでも打ち合わせをしながら、あるとき発言をしたと、こういう状況でございました。もちろん決意の表明ではありませんが、産廃行政について後退することはないと、はっきりと申し上げましたので、そういう形の中で、これからは私がかかわっていきたいと思っています。

議長（君島一郎君） ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

議長（君島一郎君） ほかにないようですので、市政運営方針に対する質疑を終了することで、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了いたします。

議案第20号～議案第25号の

質疑

議長（君島一郎君） 次に、日程第3、議案第20号から議案第25号までの（条例制定）6議案を議題といたします。

以上に対し、質疑を許します。

16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） まず、議案第20号の市長の給与月額特例条例について。

実際に今、市の運営に求められている、民間並みの経営センスというものが求められているという時代に入っているんだなというふうに私は認識しております。ですから、給与以上の仕事をしていただいて、そして那須塩原の経営状況を向上させるというふうに考えれば、別に給与のカットなどを公約に掲げなくてもよかったのではないかなというふうな感想を持っております。11万市民すべてを幸せにできる市長であったら、那須塩原の給料って、そんなに高い給料でないというふうに私は常々思っていました。でも、それを30%カットいたしましたし、退職金も1円とするという……1円にはならないんですかね、なるということで、でも、これを減らした分、政策統括監を1人入れていますので、それで割と、市長の仕事のアウトソーシングみたいにとれちゃったんですね、私としては。

これで減らしたということになるのか、それとも、ずっとこのところ、統括監のご答弁を聞いていましたら、とても有能な方なんだな、期待が持てるんだなと思ったときには、30%減らして、それで統括監をここに招き入れて、これは那須塩原にとっては、もしかしたらメリットなのかなと、その政策がどうなのかなと思ったりもしましたけれども、なぜ、わざわざそういう有能な人を引っ張ってこられるような優秀な人が、それほど30%減らしていただくほど、那須塩原の財政は逼迫しているというふうに、私は認識がなかったし、給与100万としても30万ですよ。そこら辺のところは、ちょっと不思議な感覚があるので、どういふことなのか、もう一度その辺の関連も、統括監を招き入れたということの導入とあわせて聞かせてください。

そして、次に議案第22号のところ、東日本大震災復興推進基金条例の制定ですけれども、これ

って財源は、この間のやりとりで、もう国は1次、2次、3次、4次と出しながら、早々と出しておきながら、実際に市町村までおりてくるときには、いつ出したのが今ごろ具体化したのというような状態になっていますので、この間、私は3次とかと言ってしまったんですけども、この財源は国の第2次補正というふうに、自分で3次かと言っておきながら、実際には第2次だったのかなと思うので、その辺、これは簡単に確認で結構ですので教えてください。

次に、議案第24号のところですけども、希少野生動植物の保護に関する条例の制定ということで、この条例は、暫定条例となっていた黒磯市時代の条例と大きく変わっているというふうに、私、この条例を見て、感想として思いましたけれども、つくっていて、どこが大きくなったのか、ちょっと説明していただけませんか。

以上で1回目の質疑といたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二君） 最初の部分、何で30%カットか。

一般質問等でもお答えしていると思いますが、私はずっと議員として務めてまいって、県議会で平成21年に報酬カットを提案した一人でありまして、こういう形の中で、なぜ提案したかは、やはり先日の会議の一般質問でちょっと触れていたと思います。こういうようなことで、私の心情というか座右の銘が、こんなことは甘っちょろいんですけれども、「春風秋霜」、人に優しく自分に厳しくと、こういうことで、議員生活を通して30年間やってきた決意のあらわれとして、今回はぜひこういう形で立候補したいと、こういうことを申し上げてきました。また、県議会当時から、昨年震災以降、当選した後、直後から、同志とともに

30%カットをしてきていたと、こういうこともあって、そんなに違和感なくやらせていただきました。

このことは、統括監に何かの影響、カットして統括監を登用しているのかということですが、特別そういう絡みは何も感じておりません。ただ、職員の場合、別に市長は半分だって1割だって、それは構わないんですけれども、いろいろ縛りもありまして、そういう点では、職員としては簡単に給与カットするという話にはならないし、またそんなところについては、何の打ち合わせもしていないと、こういう状況ですので、ご理解をいただきたいと思います。

議長（君島一郎君） 企画部長。

企画部長（室井忠雄君） 大震災にかかわる基金の関係でございますが、まさにこれは、国のほうの第2次補正ということで、栃木県に40億円入ってきます。そのうち20億円は県分、それから20億円については市町村、26市町でございますが、これに分配されて、当該那須塩原市は1億1,000万ちょっとという基金の積み立てになります。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） 24号議案であります。希少野生動植物条例の関係です。現在の暫定条例との違いということでありますが、新条例案につきましては、特徴といたしまして、18条の保護に関しての土地関係者との協定制度、それと19条の共同施策として各種ボランティア団体との保護団体制度、それと20条として希少種について市民等からの提案制度、これらが特徴で挙げられます。

以上です。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） 今答えてもらったとこ

ろから逆にやっちゃったほうが早いので、希少野生動植物種の保護に関する条例、私は黒磯市内の暫定条例とどういうふうに変ったのかを聞いていますね。

この条例自体の特徴は、売りはどこなのかというのは、大体読んだらわかるので、黒磯時代のどこの不備をどういうふう直したと、それは言いたくないかもしれないかもしれないんですけれども、私はそのために、この条例を直すまでは議員であり続けたいといったぐらいの最低の、黒磯市のときには、要するに、種の保存法を受けてつくりななきゃならない条例でありながらも、種の保存は個体だけを守るのではないと、ここの条例の中に書いてあるじゃないですか。生息しているところだけじゃなくて、育成するところも保護する。今部長がおっしゃったように土地、それは生息するところと育成するところ、要するに、それが那須塩原の今回新しくなったところの売り、そういうふう最初に作ってほしかったのに、那須塩原になる前の黒磯のものは、とても変わった条例であって、営巣木を保全すると、そのところは論議になりませんでしたか。

木を1本保全するという、それもオオタカの保全のために営巣木を1本保全する。オオタカの生息とか育成するところを保全するのではなく、オオタカの営巣する木を1本保存するというのに読み取れるような条例を持っていたんです。それが、そういう考え方はもう捨てたのかなということだけの確認をさせてください。もう、どういう条例がひどかったかということ、私が自分の口でしゃべっちゃいましたから、そういうものは払拭して、種の保存法を受けて、それで、本当に生息するところ、育成するところ、要するに狩り場的なものまでも含めて、要するに、その場所だけでは生息できないんですね。育成するには、それ

の周りの環境もあると、そういうふうな書き方になっていますので、そういう考え方になって、きちんと新たにつくられた条例だなというふう読み取れるので、私の解釈でよろしいかどうか聞かせてください。

それと、先ほどの議案第20号のところにいきますけれども、私は、市長に30%の給与カットをするように公約していただくよりも、もっと11万市民を幸せにさせていただくということをお約束していただいたかったなと、そっちのほうがすごくありがたい。県知事のように、先ほど、職員の給与にまでは手をつけないと言ったので、ちょっと安心しているんですけれども、県知事は財政悪化させまして、最終的に、こんな財政状況の厳しい折、職員の給与だけが聖域でないかと言って、きのうもお話しになっていましたけれども、職員の給与にまで、それも管理職はしょうがないなと私は思ったんですけれども、一般職員の給与にまで手を出してしまっていると。

那須塩原ってそんなに、ここにいる方だと、県の財政状況と那須塩原の財政状況を考えたときに、そんなに財政状況、市長の給与を30%カットしていただくほど、財政状況が悪いというふうなイメージを皆さんとると思うんですけれども、県と比べてそんなに悪いんですか。第三者的な立場で、統括監、栃木県の財政調整基金はゼロに近くまでしました。それで、県知事の給与はもちろん、幹部職員、一般の職員の給料もなくなりました。そういうのと比べて、那須塩原は、それに匹敵するような財政状況が悪いというまちだというふうな、感想でもいいんですけれども、その辺、栃木県と比べてどうかというところを、おわかりになる範囲だけで結構ですので、答えていただきたいなと思うのと同時に、条例について、さっき、種の保存法を受けた条例になったなと思っていますので、

その辺のところの経過とかも聞かせてください。

そして、あともう一つだけ、オオタカも要するに、この種の保存の中に入るというような考え方で意識はして、この条例はつくっていらっしゃるのかどうか確認したいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） 今回の条例と暫定条例についてのことで、議員、今、るるお話があったとおり、考え方は、やはり種の保存法にのっとして、今回の条例の題名等でわかると思いますが、野生動植物種ということで、種の保存・保護ということでありますので、議員がおっしゃったとおりであります。

それと、オオタカについては、やはりここにリストアップしていくという考えであります。

以上です。

議長（君島一郎君） 渡邊統括監。

政策統括監（渡邊泰之君） 財政状況についての認識ということでございますが、手元に栃木県の財政状況等のデータがないので、その点について直接お答えするのはちょっと難しいんですけれども、市の財政状況について、一般的な話として、私の認識を申し上げますと、今現在の状況でありますと、財政調整基金等もそれなりに十分ありますし、硬直化しているという指標も出ておりますけれども、他の市町村等に比べれば、あるいは他の都道府県、東京を除きまして他の道府県等に比べますと、那須塩原市の財政状況は、悪いとは認識しておりません。

ただ、吉成議員の質問で出てきていたかと思うんですけれども、中長期の財政フレームを那須塩原市でも出していたかと思っておりますけれども、10年後を考えますと、なかなか市の財政状況というのは非常に厳しくなるだろうと。それは那須塩原市

に限らず、どの市、どの都道府県であろうと、やはり今後、少子高齢化が進んでいく中で、厳しい財政状況になるというのは、これは間違いのない話ですので、今現在、まだ余裕がある段階で、将来の投資として、どういうふうに政策を打っていくのか。そのためには、一定の財源の余裕が必要だと。その財源の余裕をどういうふうにして確保するのか。それが職員の人件費になるのか、それ以外の部分、職員の人件費に手をつけずに、ほかの部分の努力で何とかできるのか、そういうところは、今後きちんといろいろ検討いたしまして、いろいろな政策を打ち出していければというふうに考えております。

以上です。

議長（君島一郎君） ほかにございませんか。

27番、吉成伸一君。

27番（吉成伸一君） それでは、21条の暴力団排除条例の制定について、まず1点お伺いいたします。

今回のこの条例制定に当たって、過去に市、行政に対する暴力団からの嫌がらせ等があったかということをお伺いいたします。

それから、それぞれの責務になりますけれども、市の責務、それから市民の責務、事業者の責務とあります。行政の責務ということは、これは非常に啓蒙しやすいとは思いますが、市民、それから業者の責務に関しては、どのように啓蒙を進めていくのか、お聞かせ願いたいと思います。

それから、早乙女議員の質問にもありましたが、議案24号、希少動植物の保護の条例であります。この中の、全協資料でもいただいていますけれども、今回、公共事業等が実施された場合に、一般的に環境アセスが行われるような大規模な事業があると思いますが、それにあわせて、この条例も、参考にというか、使っていきたいような内容が載

っております。ここをもう少し詳しく説明をいただければと思います。

それから、今回、これは条例でいくと第19条になると思いますが、希少動植物の保護団体の件で、1団体当たり10万からの補助、交付金を出して、保護の手伝いをしていただくという部分がありますが、これももう少し具体的に、こういったイメージをされているかを説明いただければと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） まず、暴力団排除条例のほうで、今までに市のほうに暴力団からの嫌がらせがあったかということについては、私のところでは把握しておりません。ちょっとわかりません。

それと、責務の中で、市民、事業者の責務、いわゆる第5条でありますけれども、これらについて、まずは市が、暴力団排除に関してのいろいろな施策というか、啓発事業も含めて、そういうものを市民あるいは事業者の方に積極的に啓発等をして、それを守っていただくというような形になるわけです。ということで、いろいろな情報等、市民の場合は広報等、あるいは別途そういったチラシをつくるなり、そういったことと、事業者に関しては、場合によっては商工会とか、そういった団体の方にも協力いただいて、そちらのところでもそういった啓発活動もやると、そんなことで、市がまずは、そういったことを積極的に進めるということが大事だと思っています。

今度は保護条例のほうの、公共事業実施に当たっての適用ということですか。当然、必要に迫られて環境アセスをやるということになれば、この条例は適用になるということになります。

保護団体に対しましての交付金を考えているわ

けですけれども、その具体的なことでありますが、その場所の枝打ちとか下刈り、あるいはバリケード、巣箱などの設置、そういった活動があるかなというふうに思っています。

〔発言する人あり〕

生活環境部長（松本睦男君） 団体につきましては、これから、現に今もそれに似通った、協力してくれている団体もありますが、当面はそういう方、そういう団体を核としまして、市内全域にそういうものを広げていきたいというふうに考えています。

議長（君島一郎君） 27番、吉成伸一君。

27番（吉成伸一君） 今回、議案第21号ですけれども、暴力団排除条例、新たにつくる条例ということで、やはり市民が安心・安全に暮らせるということであれば、当然必要な条例だと思います。ただ、こういった条例をつくっても、やはり生きた条例になっていかなければいけないと思いますので、より啓蒙等には工夫を凝らさなくてはいけないんじゃないかなと。ただいまの部長の説明でもわかりますけれども、より工夫のある啓蒙活動をしていただきたいなど、そのように思います。

それから24号、希少動物の種の保護に関する条例。

黒磯時代に最初に全国で初めてつくられた条例、早乙女議員に言わせると、非常に不備があったということですが、私自身は、やはり非常にすばらしい条例であると思います。ましてや今回は、その条例自体がよりグレードアップされた条例になりますので、これも全国に誇る条例だと思いますので、今後の運用に関して、しっかりとやっていただきたいなど、そのように思います。

議長（君島一郎君） ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

議長（君島一郎君） ほかにないようですので、

議案第20号から議案第25号までの（条例制定）6議案に対する質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了いたします。

議案第26号～議案第37号の

質疑

議長（君島一郎君） 次に、日程第4、議案第26号から議案第37号までの（条例の一部改正）12議案を議題といたします。

以上に対し、質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 質疑がないようですので、議案第26号から議案第37号までの（条例の一部改正）12議案に対する質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了いたします。

議案第38号～議案第41号の

質疑

議長（君島一郎君） 次に、日程第5、議案第38号から議案第41号までの（条例改廃）4議案を議題といたします。

以上に対し、質疑を許します。

16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） 38号の介護従事者処遇

改善臨時特例基金条例の廃止についてだけ、廃止するというので、これは期間限定でやっていたもので、国の交付金を財源として設置していたんですけれども、実際に設置していた目的として、介護従事者、ケアワーカーの人たちは、本当に少ない賃金で、とても大切な仕事を担ってくれて、ある意味疲弊して、やめていってしまう方が次から次へと出てしまうということへの対策として、こういうものを国は対策としてとったんだと思うんですけれども、廃止するに当たって、今までどれだけ効果を挙げたというふうに認識しているかどうかを聞かせてください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（長山治美君） 21、22、23年と、3年間限定の基金ということで、全体の金額としては4,800万円弱の金額の基金でございました。これを毎年度取り崩すことによって、那須塩原市の介護保険の保険料基本額が、第4期3年間の基本の月額が3,900円、3,950円、4,000円というような段階を経た変則的な形になっていたわけですが、それが第3期から第4期に急激に上がるのを防ぐために、この基金を活用したということでございます。

以上です。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） ここで介護従事者処遇改善というふうになっているんですけれども、それと今の使い方とどういうふうに結びつくのか、ちょっと簡単に説明していただけますか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（長山治美君） 介護施設の職員の皆さんのお給料というのは、当然、介護報酬の中から支弁されているわけです。介護報酬のほうを、

介護の職員の処遇を改善するためには、介護報酬を上げなければなりません。介護報酬が上がりますと、今度は利用される方の介護の保険料が上がるというようなことで、その段階で激変を緩和するためというような、段階的な考え方で基金というふうに理解しております。

以上です。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） 保険が、要するに1割負担が高くなるのでということで、利用者にとっても余り負担が来ないような保険料を設定しなきゃならないし、1割負担もかかるし、そこで働いている人の処遇も改善しなきゃならないということで、こういう基金をつくられたんだと思うんですけれども、現場で働いている人にとっては、何か余り実感のない基金であったなということで、もう基金は廃止ですけれども、ただ那須塩原市はたくさんの施設をつくりました。そこに従事する職員を雇おうとしても、なかなかいい人材が集まらないということで、それぞれの施設の管理者は悩んでおりますので、こういう基金がなくなったとしても、市としての事業者に対する支援というのを十分に今後もしていただきたいというふうに思いますので、それも事業者、運営者じゃなくて、そこに働く人たちのことを考えた支援を行政としても考えていただきたいということで、私の質疑はこれで終わります。

議長（君島一郎君） ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

議長（君島一郎君） ほかにないようですので、議案第38号から議案第41号までの（条例改廃）4議案に対する質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了いたします。

議案第42号、議案第43号、

議案第45号の質疑

議長（君島一郎君） 次に、日程第6、議案第42号、第43号及び議案第45号の（その他の案件）3議案を議題といたします。

以上に対し、質疑を許します。

16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） 議案第43号 那須地区広域行政事務組合の財産処分についてということで、実際に那須地区ふるさと市町村基金の出資金等の処分ということですが、那須広域で行っていた事業はどんどん少なくなっています。まず、私たちが、一般廃棄物の施設の広域化ということで、実際クリーンセンターは、最初的那須広域の第2期工事として行っていたけれども、大田原市の議会の反対に遭って、広域でやらなくて、那須塩原単独の清掃センターとなったわけで、あと、あそこにある母子通園ホーム、自立支援法になって、そして指定管理者にしたので、直接運営をしていなくなった、屠畜場も本当に縮小というより、なくなるのかなというような、そんなのもあって、実際にふるさと市町村基金の事業もなくなったし、基金も処分されることになって、広域の事業がどんどん縮小しております。これを、今回の財産の処分で、どのように考えているのか聞かせてください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（室井忠雄君） 当該基金そのものは、いわゆる全体的な流れの中で、例えば発足当時、平成8年ごろだったですか、例えば旧黒磯ですと、

7市町村でフラワーロードとかと、そういうふうな、いわゆる道沿線にお花を植えましょうとか、そういう事業から始まっている事業でありまして、直接的には那須地区広域、今議員がおっしゃったような事務に使われたものではございません。

ただ、広域行政のほうの流れとしましては、当然、今議員さんがおっしゃったような形で、ほとんどの事務事業が縮小されているというのが現実的でございます。し尿処理についても、ある意味では指定管理的な、アウトソーシングの中での民間委託になってございますし、実際残っているだろうというのは、職員の共同採用とか、あるいは研修の部分かなというふうに思います。

そういった意味で、今般、行政改革推進計画なるものを今回、議案のほうにも載せてございますが、そちらのほうで、広域行政の見直しというのも大きな課題になってございますので、その中で、これは那須塩原市単独でできる事業じゃございませんので、関係市町、いわゆる那須町と大田原市さんとよく話し合った中で、これらについてどうしていくかということで、今後進んでいきたいというふうに思っております。

当然ながら、一般質問等でもお話ししましたように、消防とか火葬場の問題も広域行政、一部事務組合としてやっておりますので、そちらのほうの対応も今後図らなきゃならないということでございますので、総合的にその辺は検討していきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） 部長の答弁の中から、広域行政の見直しが話し合われているということが出ていましたので、ちょっと、消防とかそういうものもあるということで、もしかしたら、広域のやろうとする仕事をもう一回再編成するの

かなというふうに思いましたけれども、国においては、ずっとストップしていた地方制度調査会が再開されたと思うんですけれども、そこで地方自治法の改正の方向というのが協議されていたと思うんですけれども、その中で、一部事務組合からの脱退の要件緩和も制度化すべきだというふうな意見が出ているというふうにあって、これは何を意味するのか、政策統括監はわかりますか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

渡邊統括監。

政策統括監（渡邊泰之君） すみません。ちょっと私のほうも、そのところは把握しておりません。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） 今回は、市町村圏基金の出資金等の処分ということで、本当に基金の運用をどういうふうにするかという部分のところだけですので、これ以上、広域のあり方については触れませんが、国のほうではどうも、そういうことも話し合われているところがあるということで、広域のあり方についたときに、一緒にやっっているのか、それとも、本当に部分的に、広域じゃなくて一部事務組合でやったほうがいいのかとかということも関係してくると思いますので、ぜひ、行政のほうとしても調査研究を進めておいていただきたいというふうに思います。

議長（君島一郎君） ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

議長（君島一郎君） ほかにないようですので、議案第42号、第43号及び議案第45号の（その他の案件）3議案に対する質疑を終了することで異議ございませんか。

2番、鈴木伸彦君。

2番（鈴木伸彦君） すみません、ちょっと遅れまして。議案第45号についての質疑です。

認定路線なんですけど、まず、各路線についての工事の完成の年次、それから2つ目に、幅員が資料のほうからですと、6mから12.0とか、多いものと16.0などというふうに書いてあるんですけど、普通、道路というのは、大体6mなら6mなんですよね。16mというのはどういう部分を指すのか。それから、3つ目として、認定道路にする基本として、私は通り抜けがあるのではないのかなと思うんです。行きどまりではまずいのではないのかなと思っているんですけど、添付されている図面、資料によりますと、行きどまりのような資料もありますので、その辺の考え方。それから、4つ目としまして、認定道路の周辺の下水道のエリアがどういう状況か。それから、この認定道路は下水道施設があるのかないのか。以上4点について、ご説明をお願いいたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（君島 淳君） まず1番目の、何年度に道路が造成されたかというふうなご質問だったと思いますけれども、今年度、平成23年度でございます。

次に、幅員が6mから13mと、ちょっと広いものがあるとかというお話だったかと思いますが、ちょうど隅切りの部分の入り口の部分が16mであるというふうに理解をしております。

それから、行きどまりになる部分というふうなお話だったかと思いますが、設置しているところが市道に接しておれば、行きどまりであっても問題ないというふうに解釈をしております。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 上下水道部長。

上下水道部長（岡崎 修君） この路線についての下水道のエリアということですが、現在その資料を持ち合わせておりませんので、後でお知らせ

したいと考えております。

以上です。

議長（君島一郎君） ほかにございませんか。

2番、鈴木伸彦君。

2番（鈴木伸彦君） 私もおやっと思ったんですが、今ちょっと隣から指摘されて思ったんですけども、工事が完成した時期、今、23年度というふうに答えていただいたんですが、工事が終わった時期で、昨年全部終わった工事、7路線がすべて23年度に終わっているのかどうか、以前に終わっているもので今回申請があったのではないかなというあたりだけ、ちょっと確認させてください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（君島 淳君） 今年度引き渡しを受けた道路というふうにご理解をいただければと思います。ですから、前年度に工事があったものについても、引き渡しといたしますか、うちのほうに寄附で受け入れた年度が今年度であるというふうに解釈をしております。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 2番、鈴木伸彦君。

2番（鈴木伸彦君） 引き渡しということではなくて、引き渡しまでに年数がたっている場合、要するに、その道路が何年か使われていると、道路がもう使用されているので、極端なことを言うと、今の情報ですと、15年も前にできた分譲地の道路で、かなり傷んだものを市が引き渡しを受けて、今年度受けるのであるとすると、舗装工事が市のほうで負担が出るかもしれないというあたりを考えて、完成がいつ終わっているのかということの、そういう意味での質問ですので、申請があったかということではなくて、あくまでその道路が道路として機能するための完成した時期をお伺いしたという趣旨でお答えいただければと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（君島 淳君） まことに恐縮でございますが、詳細な年度まではちょっと資料を持ち合わせてございませんので、わかり次第、後ほどお話を申し上げたいと思います。

以上でございます。

議長（君島一郎君） ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

議長（君島一郎君） ほかにないようですので、議案第42号、第43号及び議案第45号の（その他の案件）3議案に対する質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了いたします。

散会の宣告

議長（君島一郎君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 2時00分